（政治団体台帳に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の政治資金規正法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第四項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に調製する政治団体台帳の保管について適用し、施行日前に調製した政治団体台帳の保管については、なお従前の例による。

（公布の日から施行日の前日までの間における読替え）

第三条　附則第一条第一号に定める日から施行日の前日までの間における新規則第十条及び第十四条の二の四並びに別記第七号様式（記載要領）23の規定の適用については、新規則第十条第一項中「別記第十五号様式」とあるのは「別記第八号様式の二」と、新規則第十四条の二の四中「第九条第四項及び第五項」とあるのは「第十条第四項及び第五項」と、新規則別記第七号様式（記載要領）23中「第9条第2項第1号」とあるのは「第10条第2項第1号」とする。

（少額領収書等の写しの提出期間の延長に係る経過措置）

第四条　新規則第十四条の二の五及び第十四条の二の六の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に受けた政治資金規正法（以下「法」という。）第十九条の十六第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について適用し、同日前に受けた当該命令に係る少額領収書等の写しの提出期間の延長については、なお従前の例による。

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録に係る経過措置）

第五条　附則第一条第一号に定める日から施行日の前日までの間、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下この条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条の十四の規定による提出又は届出（第四項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織（法第十九条の十五に規定する電子情報処理組織をいう。第四項において同じ。）を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

一　政治資金規正法施行令（以下この条において「令」という。）第五条第二号に規定する承諾書及び宣誓書

二　令第五条第六号イに定める文書

三　法第十四条第一項に規定する監査意見を記載した書面

四　令第八条第三項の規定により読み替えて適用される令第五条第四号に規定する書面

五　令第八条第三項の規定により読み替えて適用される令第五条第四号に規定する政党の証明書

六　法第十九条の八第一項に規定する文書

七　法第十九条の八第二項に規定する文書

八　法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書

2　電子文書法第四条第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。第五項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により行わなければならない。

3　前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第八条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

4　附則第一条第一号に定める日から施行日の前日までの間、電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合における第一項各号に掲げる文書の交付等とする。

5　電子文書法第六条第一項の規定による前項に規定する文書の交付等は、電子文書法第四条及び第一項から第三項までの規定により作成された当該文書に係る電磁的記録に記録されている事項を当該作成を行った民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

6　前項に規定する方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

7　第五項の場合における民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の内容は、ファイルへの記録の方式とする。

（会計帳簿等の記載に関する経過措置）

第六条　新規則別記第六号様式及び第七号様式の規定は、附則第一条第二号に定める日の属する年以後の期間に係る法第九条第一項の規定による会計帳簿及び法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書（以下この条において「会計帳簿等」という。）の記載について適用し、同年の前年以前の期間に係る会計帳簿等の記載については、なお従前の例による。

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第七条　公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

（報告書の様式）

第二十三条　法第百八十九条第一項の報告書は、別記第三十一号様式に準じて作成しなければならない。

2　法第百八十九条第一項に規定する法第百八十八条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつた旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面は、別記第三十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

3　法第百八十九条第一項の報告書は、別記第三十一号様式に準じて作成した文書

一　次号に掲げる場合以外の場合　別記第三十一号様式の三に準じて作成した文書

二　法第百八十九条第一項に規定する振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したもの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されている場合（出納責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）　当該振込明細書の写し

4　法第百八十九条第一項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第八条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（領収書等の写しの提出方法等）

第十四条　法第十七条第二項第一号（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第十八条第二項第一号（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する領収書等を徴し難かった旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面は、別記第九号様式に準じて作成するものとする。